

初回精密検査・定期検査費用の助成に必要な書類

フォローアップに同意した方は、初回精密検査費用助成・定期検査費用の助成(条件あり)が受けられます。初回精密検査・定期検査を受けた後に、保健所に必要書類を提出してください。

様式は、保健所・医療機関にあります。

また、沖縄県地域保健課ホームページよりダウンロード可能です。「[沖縄県 肝炎 重症化予防](#)」で検索！

●初回精密検査費用助成（助成回数 1回限り）

※平成27年6月1日以降の検査、肝炎ウイルス検査・検診で陽性判明から1年以内に受けたものに限る。

- ① 肝炎検査費用請求書(様式4-1)
- ② 医療機関の領収書(原本)
- ③ 診療明細書(原本)
- ④ 振込口座が確認できる書類(写し)・債権者登録申請書(保健所にて記載)
 - 県の財務会計システムに登録されていない場合に必要。
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 肝炎ウイルス検査の結果通知書等(写し) (医療機関への紹介状も可能)
 - 市村での検診の場合 → 提出
 - 保健所の検査による陽性者の場合 → 提出不要
 - 職域検査による陽性者の場合→職域検査受験証明書(様式4-2)
 - 妊婦検診による陽性者の場合→母子保健健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し
 - 手術前検査による陽性者の場合→肝炎ウイルス検査後の手術に係る手数料が算定されている診療明細書
- ⑦ 参加同意書(様式2)(写し)
 - 市での検診の場合 → 提出 (問診票で参加同意書を兼ねる)
 - 保健所の検査の場合 → 提出不要

●定期検査費用助成（助成回数 年度2回）

※住民税非課税世帯に属する方、世帯全員の市町村民税所得割合算額235,000円が未満の方

※1回につき慢性肝炎は2,000円、肝硬変・肝がんは3,000円の自己負担があります。(非課税世帯除く)。

※無症候性キャリアの方は助成対象外となりますのでご注意ください。

- ① 肝炎検査費用請求書(様式4-4)
- ② 医療機関の領収書(原本)
- ③ 診療明細書(原本)
- ④ 振込口座が確認できる書類(写し)・債権者登録申請書(保健所にて記載)
 - 県の財務会計システムに登録されていない場合に必要。(初回精密検査を申請した方は提出不要)
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 住民票謄本(世帯全員の住民票)市村役場
- ⑦ 申請者の世帯全員の課税証明書(市町村民税課税年額(所得割)を証明する書類).....市村役場
 - 世帯全員分です。
- ⑧ 医師の診断書(様式5)
 - 2回目以降は省略できます。(病態に変化がある場合は除きます)
- ⑨ 参加同意書(様式2)(写し)
 - 精密検査から申請の方は、申請時に保健所にて記載。(初回精密検査を申請した方は提出不要)

【申請窓口】 宮古保健所健康推進班 肝炎担当

電話 :0980-73-5074

平日(土日祝除く) 8:30~12:00/13:00~17:00

●保健所にお越しになる前に、ご連絡をお願いいたします。